## 「信用金庫取引約定書」等改定のお知らせ

平素は大和信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当金庫では、反社会的勢力の排除条項の改定および電子記録債権に関する業務の取扱開始(予定)にともない、お客さまとの融資取引の基本約定書である「信用金庫取引約定書」等を平成24年11月1日に改定いたしました。つきましては、従来の「信用金庫取引約定書」等でお取引いただいているお客さまで、以下①~④のいずれかに該当するお客さまは、新しい「信用金庫取引約定書」等への変更が必要になります。

## <新しい「信用金庫取引約定書」等への変更が必要となるお客さま>

- ①株式会社全銀電子債権ネットワーク (でんさいネット) が提供する 電子記録債権にかかる取引の利用を開始されるお客さま
- ②改定日以降に新たな融資取組をされるお客さま
- ③既にある借入金の条件変更または契約の更新をされるお客さま
- ④他の金融機関と電子記録債権にかかる取引を開始されたお客さま
- \*詳しくは担当窓口までお問い合わせください。

平成24年11月

